

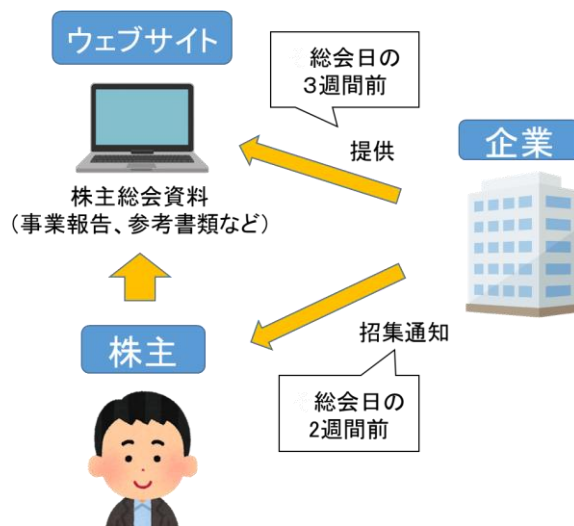
1. 株主総会資料の電子提供制度が導入されます

○株主総会資料の電子提供制度

株主総会に関する以下の資料は、定款の変更を行えば、インターネットで提供できるようになります。

- ・株主総会参考書類
- ・議決権行使書面
- ・計算書類・事業報告
- ・連結計算書類

企業は、印刷や発送などのコストを削減できるほか、内容の充実、資料提供のスピードを早めることができます。

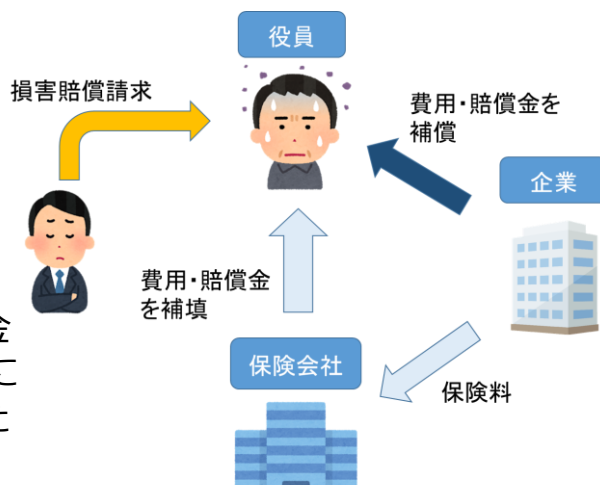


2. 役員費用・賠償金を会社が補償できるようになります

○取締役等への補償契約

役員等が、業務の遂行における過失により他人に経済的な損失を与えたとの理由で、第三者から訴えられたときなどに、会社が一定の範囲の弁護士費用や賠償金を補償できることが法律上明確になります。

また、企業が、役員等が負担する損害賠償金などを填補する保険（いわゆるD&O保険）に加入する場合の保険契約に関する規定も新たに設けられます。



3. 役員報酬の透明性が高まります

○役員報酬の決定方針

次のaまたはbに該当する株式会社において、取締役の個別の報酬の内容が定款または株主総会で決められていない場合は、取締役会が役員それぞれの報酬内容をどのように決めるのか、「報酬の決定方針」を定めておく必要があります。また、上記に該当しない株式会社でも、株主総会に取締役の報酬に関する議案を提出するときは、その内容を相当とする理由を説明する必要があります。

a：監査役会設置会社（公開会社*₁かつ大会社*₂）で有価証券報告書の提出義務のある会社

b：監査等委員会設置会社

* 1：定款で株式の譲渡を制限していない会社

* 2：資本金5億円以上、または負債総額200億円以上の会社

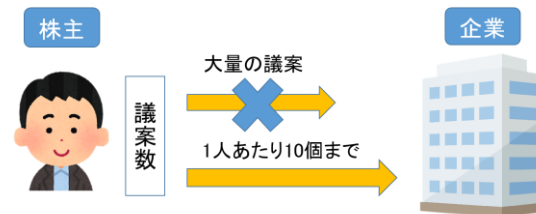
○事業報告での情報開示

なお、公開会社は、事業報告に報酬の決定方針に関する事項などを記載し、株主総会に報告しなければなりません。

4. 株主提案権は1人10個までになります

○株主提案権の制限

濫用的な株主提案権の行使を制限するため、株主があらかじめ提案できる議案数は1人当たり10個までとなります。



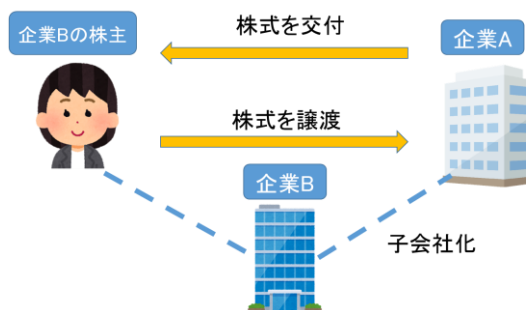
5. その他の改正内容

○社外取締役の設置義務化

- ・ 監査役会設置会社（公開会社かつ大会社）で、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務のある会社は、社外取締役の設置が義務付けられます。
- ・ 取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なう恐れがあるときは、取締役会決議によって業務の執行を社外取締役に委託できるようになります。

○株式交付制度

- ・ M&A（合併・買収）の手法に「株式交付制度」が加わりました。株式100%持つ完全子会社にしない場合でも、他社を新たに子会社とするときに、自社株を使えるようになります。親子会社に再編する手法の選択肢が広がり、スタートアップなど手元に資金のない企業でもM&Aがしやすくなります。



【株式交付とは？】
企業Aが企業Bを子会社とするために、企業Bの株式を譲り受け、その譲渡人に対して企業Aの株式を交付すること

○議決権行使書面の閲覧等

- ・ 株主による議決権行使書面の閲覧・謄写請求を拒絶することができる場合が明確化されます。

施行日

改正会社法は、公布日（2019年12月11日）から起算して1年6カ月以内の政令指定日から施行される予定です。ただし、本チラシの「1. 株主総会資料の電子提供制度」等一部の改正については、公布日から起算して3年6カ月以内の政令指定日から施行される予定です。

もっと詳しく知りたい方は

以下、法務省のウェブサイトで解説、条文等をご確認ください

【法務省:会社法の一部を改正する法律について】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

【担当事務局】五所川原商工会議所（経営支援課）

TEL: 0173-35-2121

e-mail: cci-info@gocci.or.jp

※このパンフレットは法令改正情報を早期に会員企業に提供する目的で配布しております。多岐に渡る改正を全ては網羅しておらず、正確さよりも分かりやすさを優先した箇所もあります。実際の法的対応を取られる前に、最新法令をご参照のうえ、個社の状況に応じて法律の専門家にご相談されることをお勧めします。なお、本パンフレットを利用されたことに起因、または関連して生じた損害(間接的、直接的を問わず)について、当商工会議所は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。